

社会福祉法人神港園 内部管理体制の基本方針

社会福祉法人神港園（以下「当法人」という。）は、理事会において、理事の職務執行が法令・定款に適合すること、及び業務の適正を確保するための体制の整備に関し、当法人の基本方針を以下のとおり決定致しました。

1. 経営に関する管理体制

- (1) 理事会は、定時に開催するほか、必要に応じて臨時に開催し、法令・定款、評議員会の決議に従い、業務執行上の重要事項を審議・決定するとともに、理事の職務執行を監督致します。
- (2) 理事会及び評議員会は、「定款」及び「定款施行細則」の定めに基づき、適正に運営致します。
- (3) 理事長及び法人本部・各拠点の幹部等で組織する経営戦略等に関する会議体（以下「経営会議等」という。）を定期的又は臨時に開催し、業務執行上における重要事項について機動的、多面的に審議致します。
- (4) 「定款」及び「定款施行細則」に基づき、業務を執行する理事の担当業務を明確化し、事業運営の適切かつ迅速な推進を図ります。
- (5) 職務分掌・決裁権限を明確にし、理事、職員等の職務執行の適正性を確保するとともに、機動的な業務執行と有効性・効率性を高めます。
- (6) 評議員会、理事会、経営会議等の重要会議の議事録その他理事の職務執行に係る情報については、定款及び規程に基づき、適切に作成、保存及び管理致します。

2. リスク管理に関する体制

- (1) リスク管理に関し、体制等を整備し、役割権限等を明確に致します。
- (2) 「個人情報管理規程」に基づき、個人情報の保護と適切な管理を行います。
- (3) 事業活動に関するリスクについては、法令や当法人内の規程等に基づき、職務執行部署が自律的に管理することを基本と致します。
- (4) 所管事業に関するリスクの統括管理は、法人本部並びに各拠点において行うとともに、定期的に行う事務調査等により重要リスクが漏れなく適切に管理されているかを適宜確認し、その結果について理事長に報告致します。

- (5) 当法人の経営に重大な影響を及ぼすおそれのある重要リスクについては、経営会議等で審議し、その必要に応じて対策等必要な事項を決定致します。
- (6) 大規模自然災害、新型インフルエンザその他の非常災害等の発生に備え、対応組織や情報連絡体制等について、継続的な教育と定期的な訓練を実施致します。

3. コンプライアンスに関する管理体制

- (1) 理事及び職員は、法令並びに定款及び諸規程を遵守し、確固たる倫理観をもって事業活動等を行います。
- (2) 当法人のすべての役職員のコンプライアンス意識の醸成と定着を推進するため、不正防止等に関わる役員への啓発活動及び職員への研修を継続して実施し、周知の徹底を図ります。
- (3) 当法人の内外から匿名相談できる通報窓口の周知を行い、不正の未然防止を図るとともに、速やかな調査と是正を行う体制を推進致します。コンプライアンスに関する相談又は違反に係る通報をしたことを理由に、不利益な取扱は行いません。

4. 監査環境の整備（監事の監査業務の適正性を確保するための体制）

- (1) 監事は、「定款」及び「定款施行細則」に基づき、公平不偏の立場で監事監査を行います。
- (2) 監事は、理事会等の重要会議への出席並びに重要書類の閲覧、審査及び質問等を通して、理事等の職務執行についての適法性、妥当性に関する監査を行います。
- (3) 監事は、理事会が決定する内部管理体制の整備について、その決議及び決定内容の適正性について監査を行います。
- (4) 監事は、重要な書類及び情報について、その整備・保存・管理及び開示の状況など、情報保存管理体制及び情報開示体制の監査を行います。
- (5) 理事及び職員等は、当法人に著しい損害を与えるおそれのある事実又は法令、定款その他の規程等に反する行為等を発見した時は、直ちに理事長並びに監事に報告致します。
- (6) 理事及び職員等は、職務執行状況等について、監事が報告を求めた場合に

は、速やかにこれに応じます。

- (7) 理事長は、事業の遂行と活動の健全な発展に向けて、定期的に監事と意見交換を図り、相互認識を深めます。

以 上